

射水市新斎場整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 射水市新斎場の整備に係る基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し、その基本的事項を検討するため、射水市新斎場整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新斎場の整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等から推薦を受けた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から射水市が基本計画の策定を終えたときまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を進行する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、原則として公開とする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(責務)

第7条 委員は、公正な立場で基本計画に係る検討を行い、特定の法人又は個人に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとの誤解を招くこ

とがないよう配慮しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。